

大学発新産業創出基金事業
スタートアップ・エコシステム共創プログラム

スタートアップ創出プログラム

IJIE-GAPファンドプログラム

2025

ステップ2 「インパクトビジネス枠」

募集要項

Inland Japan Innovation Ecosystem (IJIE)

目次

1. 目的	3
2. 公募の種類	3
3. 採択金額・採択数等	5
○ステップ2「インパクトビジネス枠」の支援対象となる研究開発課題	5
○1件あたりの金額(直接経費):	5
○募集対象となる研究開発課題のフェーズ:	5
○提案時に達成すべきマイルストンのイメージ	5
○研究開発分野:	5
○採択数:	6
○支援期間:	6
○支援対象大学等(予定):	6
4. 応募要件等	6
5. 重複応募・実施の制限	8
①本プログラム以外のファンドとの重複応募・実施の制限	8
②本プログラム内のフェーズと公募タイプによる重複応募・実施の制限	9
6. 資金用途	9
7. 応募方法	10
①申請書の作成	10
②申請書の提出	10
③申請書の提出期限	10
8. 選考方法	10
①要件審査	10
②書面審査	10
③面接審査	11
④利益相反マネジメントの実施	12

9. 採択後の手続き等	13
①研究開発計画の作成	13
②委託研究契約の締結	13
③起業に関する研修等の受講.....	13
④研究成果報告会への参加	14
⑤評価	14
10. その他	14
①採択された研究開発課題の公表	14
②協力機関への情報開示	14
③「ステップ1」スタートアップ枠(プレ)及びインパクトビジネス枠、「ステップ2」スタートアップ枠(スタンダード及びスタンダード+ α)への応募について	14
11. 各機関窓口・募集要項全体問い合わせ先	15

1. 目的

Inland Japan Innovation Ecosystem（以下、「I J I E」という。）は、大学の特色ある研究成果・技術シーズに基づく起業を自治体、金融機関等との連携により推進し、スタートアップ・エコシステムを実現するプラットフォーム（以下、「PF」という。）です。大学と地域のステークホルダーの連携による課題解決力と地域貢献の実績を軸に、ベンチャーキャピタルや先進地域との連携を通じて、社会を変えるスタートアップを創出します。I J I Eの取組みを通して、地域に独自のイノベーションエコシステムを構築し、スタートアップ（以下、「SU」という。）と地域産業との融合・連携により新たな付加価値と雇用を創出し、地域の活性化と経済成長に貢献します。

（IJIE-GAP ファンドプログラムの目的）

I J I Eでは、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムの採択を受け、I J I E参画大学等の起業シーズをもとに、イノベーションによる社会課題解決を主軸とし、SDGsの達成にも資する社会的インパクトの高い大学等発SUを創出することを目的として、I J I E-GAPファンドプログラムの研究開発課題を募集しています。

本プログラムでは、I J I E参画大学等の特色・強みを踏まえ重点領域を設定し、I J I E参画大学に所属する大学研究者が、事業化推進機関（※）、経営者候補人材等と連携して実施する研究開発・実証試験等を支援します。事業化に向けて必要となる研究開発・実証試験等を本プログラムにて適切なマイルストーンを設定して実施することにより、大学発の起業シーズの仮説検証サイクルを効率的に回すとともに、事業化推進機関、経営者候補人材等と連携して、プログラム終了後の速やかな大学発SUの起業を促進します。

なお、基礎的な研究への支援、および起業後の企業に対する支援につきましては、本プログラムの支援対象となりませんので、ご注意ください

※事業化推進機関：本プログラムにおいて、研究代表者や起業支援人材に助言を行うとともに、各研究開発課題の事業開発に責任を有する機関。研究代表者と連携して、事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストーンの達成に必要な取り組みを推進します。

2. 公募の種類

I J I E-GAPファンドプログラムでは、起業を検討する研究者等を対象として事業終了時点でビジネスの可能性評価を目指す「ステップ1（起業シーズ発掘育成フェーズ）」と、起業準備を行う研究者等を対象として、事業終了時点で出資や融資による投資判断ができるレベルを目指す「ステップ2（事業化検討フェーズ）」の2段階のフェーズ

に対応しています。

また、各ステップには、大学等の技術シーズをもとにした社会的に大きなインパクトをもたらすビジネスによりイノベーションを創出し、短期間で急成長することによって大きな経済的リターンを得るスタートアップの設立を目指す「スタートアップ枠」と、大学等の研究成果をもとにした社会課題を解決するソリューションにより、地域・社会全体に好循環をもたらし、着実な収益を早期に得ながら持続可能な成長をするスタートアップの創出を目指す「インパクトビジネス枠」の2種類の公募タイプがあります。

本公募では、I J I E-G A P ファンドプログラム2025ステップ2「インパクトビジネス枠」の研究開発課題を募集します。

各ステップでは事業終了時点で目指す事業開発や研究開発、体制整備のマイルストーン（達成目標）が異なり、公募タイプによって設立を目指すスタートアップで求められる成長速度が異なりますので、以下の表1【公募の種類】をもとにご自身のフェーズに適合したステップ、目指すスタートアップに適合した公募タイプへ申請してください。

表1【公募の種類】

スタートアップ枠
大学等の技術シーズをもとにした社会的に大きなインパクトをもたらすビジネスによりイノベーションを創出し、 短期間で急成長することによって大きな経済的リターンを得るスタートアップの設立を目指す。
ステップ1（プレ）
起業シーズ発掘育成フェーズ 事業終了時点でビジネスの可能性評価を目指す。
ステップ2（スタンダード、+α）
事業化検討フェーズ 事業終了時点で出資や融資による投資判断ができるレベルを目指す。

インパクトビジネス枠
大学等の研究成果をもとにした社会課題を解決するソリューションにより、地域・社会全体に好循環をもたらし、 着実な収益を早期に得ながら持続可能な成長をするスタートアップの創出を目指す。
ステップ1
起業シーズ発掘育成フェーズ 事業終了時点でビジネスの可能性評価を目指す。
ステップ2
事業化検討フェーズ 事業終了時点で出資や融資による投資判断ができるレベルを目指す。

3. 採択金額・採択数等

○ステップ2「インパクトビジネス枠」の支援対象となる研究開発課題

大学等の研究成果をもとにビジネスの可能性評価と実証（PoC：概念実証）を実施することで、地域・社会課題の解決と持続可能な成長を両立し、地域・社会に好循環をもたらすスタートアップの設立を目指します。

○1件あたりの金額（直接経費）：

ステップ2「インパクトビジネス枠」 最大2,000万円（※）

※直接経費に対して30%の間接経費も配分されます。

○募集対象となる研究開発課題のフェーズ：

- ・ビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指す（概念実証）。
- ・着実な収益を早期に得られるような事業のレベルになるよう、PoCを継続して実施する（SU組成）。
- ・研究開発期間内に（概念実証）および（SU組成）のいずれも実施する。

○提案時に達成すべきマイルストンのイメージ

【事業開発】

- ・勝負するマーケット規模の予測が立てられている
- ・将来マーケットにおける顧客イメージと商品/サービスの競争優位性がロジカルにつながっている

【技術開発】

- ・用途仮説に基づき必要な性能の検証が行われている
- ・原則、基本特許がある
- ・事業の中核となる特許群の出願計画がある（＝競争優位の確保）

【体制整備】

- ・事業開発を推進する責任者が存在する
- ・経営者候補が存在するまたは研究開発期間中に確保する計画がある

○研究開発分野：

以下の6分野より選択して応募してください。

- A ライフサイエンス
- B アグリカルチャー
- C 環境・エネルギー
- D ナノテクノロジー・材料
- E 情報通信・データ
- F その他（AからEに該当しないが、本募集要項の趣旨に合うもの）

○採択数：

最大3件程度

○支援期間：

ステップ2「インパクトビジネス枠」2025年11月頃～2027年3月末（約2年）

○支援対象大学等（予定）：

7機関

信州大学、山梨大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、自治医科大学、埼玉医科大学

※金額や採択数については、申請件数、審査結果に応じて変更の可能性もあります。

4. 応募要件等

本プログラムでは、ステップ2「インパクトビジネス枠」への応募は、研究代表者と事業化推進機関による共同申請が必須となります。本プログラムステップ2「インパクトビジネス枠」に応募する研究開発課題の研究代表者並びに事業化推進機関は、それぞれ以下の要件を全て満たす必要があります。

○研究代表者の要件

本プログラムに、研究代表者として応募できるのは、支援対象大学等（7機関）に所属する教職員・大学院生となります（修士課程、博士課程の学生に限り、学部生は対象とはなりません。）。なお、大学院生が申請する場合は指導教員との連名で申請してください。）。。

既に起業したベンチャー企業等への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者にはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャー企業等にて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが適えば、申請は可能です。

本プログラムに応募する研究開発課題の研究代表者は、以下の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。

- ① 応募時点、および研究実施期間において、I J I Eに主幹機関およびS U創出共同機関として参画する大学に所属する研究者または大学院生であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。また、研究実施期間を通じて代表者として責任を持って事業化に向けた研究推進ができること。

（研究実施期間中の研究代表者の交代はできません。）

なお、応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。

しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究

成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能とする。

- ② シーズを利用した S U の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本プログラムを通じて創出される S U の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ PF が目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
- ⑤ PF にて準備する採択者向けオンライン講習を受講すること。

また、大学院生が研究代表者となる場合は、さらに、以下⑥～⑧が条件となります。

- ⑥ 大学院生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築および事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は原則として不可。）
- ⑦ 大学院生および指導教員が双方署名の上、「大学院生と所属大学の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。
- ⑧ 研究開発費は最長 4 年間（ステップ 1 とステップ 2 の期間合計）で金額上限 500 万円を基本とすること。（ただし必要性がある場合は 1,000 万円までの支出は可能とする。）

○事業化推進機関の要件

本プログラムに応募する研究開発課題の事業化推進機関は、以下の①～⑩の要件を全て満たし、事前に I J I E 事務局に登録されている必要があります。登録申請から登録完了まで、1週間程度かかりますので、今回の応募にあたり新規登録が必要な機関は、早めに登録申請をお願いします。

事業化推進機関の登録の詳細については、I J I E のホームページをご確認ください。

<https://ijie.jp/news/392/>

- ① 起業前段階を含むテック系 S U の事業育成や資金調達等に関する支援実績を有する機関であること。
- ② I J I E と連携しながら事業育成できる熱意および産学連携に関する実績を有しており、I J I E 参画大学と良好な関係を構築できること。

- ③ I J I E と連携し、各研究開発課題の起業に向けた体制構築のため、経営者候補人材等の選定・推薦・確保・育成に協力すること。
- ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できる人材・能力を有すること。
- ⑤ シード期の S U に対する出資機能を有している、または、出資機能を有する機関とのネットワークを有すること。
- ⑥ 日本国内に法人格を有し、I J I E 事務局（信州大学）との契約が可能な機関であること。
- ⑦ 補助金交付等の停止および契約に係る指名停止措置に該当していない機関であること。
- ⑧ I J I E の活動を通じて知り得た参画機関の知的財産その他の秘密情報を、事前の了承なく第三者に開示又は漏えいしないこと。
- ⑨ 政治活動、宗教活動、選挙活動及び自己の利益追求のみを目的とした営業活動等を行わないこと。
- ⑩ 全国の都道府県等が制定する「暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者等「反社会的勢力」に該当しないこと、並びに当該団体等「反社会的勢力」と関わらないこと。

5. 重複応募・実施の制限

① 本プログラム以外のファンドとの重複応募・実施の制限

同一の研究代表者は本プログラムと以下の表 2【重複応募・実施制限となるファンド】を同時に実施することはできません。また、1つのファンドを実施しながらもう1つのファンドに申請することはできません。

なお、申請段階での制限はありませんが、本プログラムを含めた複数のファンドに申請した場合は、いずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待つために採択が決定したファンドを辞退するか選択していただきます。

詳細は J S T 公募要領の p. 39～p. 42 を参照ください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf

表 2【重複応募・実施制限となるファンド】

事業名		重複可否
大学発新産業創出基金事業	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題（本プログラム）	－
	ディープテック・スタートアップ国際展開	×
	起業実証支援	×
	可能性検証（【起業挑戦】の提案）	×
	可能性検証（【企業等連携】の提案）	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム （START）	起業実証支援	×
	ビジネスモデル検証支援	×
	SBIR フェーズ1 支援（起業による技術シーズの事業化を目指す場合）	×
	SBIR フェーズ1 支援（技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合）	△

△：技術シーズが異なれば実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて可能性検証（【企業連携の提案】）とSBIRフェーズ1支援（技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合）で2件同時に実施することできません。

×：同時に実施不可

※どちらのファンドにも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※どちらかのプログラムの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募出来ません。

－：同時に申請不可（同一事業への複数申請は不可）

②本プログラム内のフェーズと公募タイプによる重複応募・実施の制限

同一の研究代表者は本プログラム内の異なるステップを同時に実施することはできません。また、同一の研究代表者は本プログラム内の異なる公募タイプを同時に実施することはできません。

6. 資金用途

本プログラムにおいて支援対象となる直接経費は、研究開発課題を推進するために必要な研究開発費であり、研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用となります。なお、旅費や人件費・謝金も計上することができます。

スタートアップの創出を目的としない純粋な基礎研究用途での研究開発費の使用はできません。また、既存および立ち上げ時のベンチャー企業等のため（登記費用や事務所経費等）には使用することはできません。

詳しくは、J S T公募要領のP.56～P.58、最新の事務処理説明書を確認ください。

(JST公募要領)

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_suecosys.pdf

(JST 研究契約に係る書類/大学等/令和 7 年度 委託研究契約事務に関する各種書類・様式の一覧/大学発新産業創出基金事業)

<https://www.jst.go.jp/contract/daigakuhatu/2025/daigakuhatua.html>

7. 応募方法

①申請書の作成

I J I E ホームページに以下の申請様式等を掲載しておりますので、そちらを入手し、申請書を作成してください。

【申請様式】

様式1-1：研究開発課題の概要

様式1-2：研究開発課題の要旨

様式2：課題予算書

様式3：知的財産確認書

様式4-1～4-3：事業化推進機関組織の概要・実績等、事業化推進者個人の略歴・実績等

様式任意：面接審査発表資料（任意）※

※書面審査を通過した方のみ、別紙「面接審査発表資料」を参考の上、作成ください。
提出期限は、書面審査を通過した方にご連絡します。

②申請書の提出

下記応募フォームに必要項目をご登録の上、申請書をご提出ください。

※郵送、持参、FAXによる書類の提出は受け付けません。

③申請書の提出期限

2025 年 8 月 4 日（月）17 時締切

8. 選考方法

①要件審査

応募のあった申請書等について、応募要件への適合性を確認します。

②書面審査

I J I E 内部審査員および外部専門家により構成される書面審査員にて、研究開発計

画、事業計画等の申請内容の妥当性について、表 3【選考の観点】をもとに書面審査を行います。

③面接審査

書面審査を通過した研究課題について、外部専門家により構成される面接審査員による面接審査を実施します。面接審査には、研究代表者および事業化推進者が出席することとします。研究開発計画、事業計画の内容について研究代表者および事業化推進者から説明した上で、審査員からの質問に回答し、説明内容、質問への回答を踏まえ、選考の観点をもとに総合的な審査を行います。なお、面接審査の開催日は、9月8日（月）を予定しております。この日程で発表者の希望は伺いますが、発表者による日時の指定（この期間の内外にかかわらず）はできませんので、あらかじめご了承ください。

<面接審査実施概要> ※現在の予定ですので、今後変更となる場合があります。

- ・発表時間12分、質疑応答15分です。
- ・発表資料は別紙「面接審査発表資料」を参考に、ご作成ください。
- ・オンラインで実施します（当日ご自身で発表資料の画面共有をお願いします。）。
- ・発表資料は暫定版を事前にご提出いただく予定です。提出期限は、書面審査を通過した方にご連絡します。

表 3【選考の観点】

審査項目	選考の観点
課題の進捗状況	➤ ステップ2に入ることが適切または既に入っている状況と判断できるか。 ➤ 特に用途仮説に基づき必要な性能の検証（ステップ1相当）は行われているか。
事業性	➤ 社会・経済に対して、インパクトをもたらすビジネスとなる可能性があるか。 ➤ 着実な収益を早期に得られるような事業が構想されているか。 ➤ 雇用の創出が期待できるか。 ➤ バリューチェーンの分析も含め、適切なビジネスモデルが想定されているか。 ➤ 対象とする市場や規模等の予測は適切か。 ➤ 適切な顧客候補が想定されているか。 ➤ 市場・顧客視点で、開発する製品やサービスの特徴と成長性・収益性が検討されているか。 ➤ 類似事業を把握したうえで、競争優位性を有するか。 ➤ 想定される事業リスクが適切に把握されているか。また、具体的

	な対応策が検討されているか。 ➤ 想定しているビジネスモデルに沿った適切な収支計画が想定されているか。
社会課題解決	➤ 解決を目指す社会課題等と、社会に提供するソリューションが明確に示されているか。 ➤ 社会課題等の解決の効果を定量的または定性的に示されているか。 ➤ 社会課題等の解決により、社会全体に大きなインパクトをもたらすビジネスとなる可能性はあるか。 ➤ 1つの地域の課題解決をモデルケースとして、同規模の地域への波及が期待できるか。
技術シーズ	➤ 起業シーズは社会課題解決等に資するものであり、事業化に必要な技術シーズ等は確保されているか。 ➤ 事業化までに解決すべき技術的な課題が特定され、適切な対応方針が検討されているか。 ➤ 技術シーズ等に関わる知的財産を有している場合、その権利関係が事業化に際して支障が無いか（他者との共願特許が無いか。ある場合は、共願人の確実な了解をとっているか等）。 ➤ 技術シーズ等に関わる知的財産について採択後に権利化を予定している場合には、権利関係が明確で、事業化に支障が無いか（他者による技術貢献がある場合には、出願やその後の事業実施に向けて了解を取っているか等）。
計画	➤ 事業構想に基づいた適切な達成目標や事業開発計画・研究開発計画（明確なマイルストンの設定含む）が設計できているか。 ➤ 事業構想に基づいた知財戦略が立てられているか。 ➤ 資本政策の策定や経営者候補人材の参画等、起業に向けた適切な計画が設計できているか。 ➤ 予算の使途や規模は適切か、また内容は具体的か。

④利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価および研究資金配分を行う観点から、提案者等（研究代表者、主たる共同研究者、事業化推進機関の担当者等）に関して、下記に示す利害関係者は審査に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。また、審査者は自身が審査を担当する単位（タイプ・分野等）への申請において、研究代表者、主たる共同研究者、事業化推進機関担当者、研究機関担当者、その他申請書に記名される参加者となることはできませんのでご注意ください。

- (ア) 提案者等と親族関係にある者。
- (イ) 提案者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は提案者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。ここでいう同じ学科・専攻及び研究部門とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- (ウ) 提案者等と同一の大学等の研究機関に所属している、本事業の運営に関わる者（計画書の参加者リストに氏名の記載がある者）および産学連携部門の者。
- (エ) 提案者等と同一の企業に所属している者又は提案者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- (オ) 提案者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者等の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者。）
- (カ) 提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- (キ) 提案者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- (ク) その他 I J I E および J S T が利害関係者と判断した者。

9. 採択後の手続き等

①研究開発計画の作成

採択後、研究代表者は研究開発計画書を、応募書類をもとに採択通知に記載された留意事項などを考慮して作成し、各大学の事務局を通じて I J I E 事務局に提出してください。研究開発計画書は、I J I E 事務局より J S T に提出し、J S T が確認します。なお、提案された研究開発費については、J S T の選考による査定を経た上で決定します。

②委託研究契約の締結

研究開発課題の採択後、J S T は研究代表者の所属する大学との間で委託研究契約または変更契約（増額等を含む）を締結します。なお、本資金の予算科目は研究開発費として分配され、研究代表者が所属する大学から J S T に会計報告を行います。

本事業により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

③起業に関する研修等の受講

採択後、研究代表者および研究担当者は、I J I E 事務局の提供する起業に関する研修等

を受講することが義務付けられます。

④研究成果報告会への参加

本プログラムにおける研究開発の成果について、成果報告会にて、申請時に設定したマイルストーン（達成目標）の達成状況等を発表することが義務付けられます。

⑤評価

本プログラムでは、各年度終了時点におけるマイルストンの達成状況等を評価するため、審査委員会による継続審査を実施します。これにより、次年度への継続の可否、実施内容の変更の要否、次年度予算額等を決定します。

さらに、事業終了時におけるマイルストンの達成状況等を評価する終了評価、事業終了後に事業化推進機関と連携した事業開発の状況をモニタリングする事後評価を実施します。

10. その他

①採択された研究開発課題の公表

採択された研究開発課題は、所属大学、部局名、役職、氏名、技術シーズの名称、事業化推進機関を公表する予定です。技術シーズの名称について、公表できる名称を申請書に記入してください。

②協力機関への情報開示

申請頂いた内容につきましては、守秘義務を課した上で、本事業の協力機関に開示することがあります。

③「ステップ1」スタートアップ枠（プレ）及びインパクトビジネス枠、「ステップ2」スタートアップ枠（スタンダード及びスタンダード+ α ）への応募について

「ステップ2」の前フェーズにあたる「ステップ1」については、スタートアップ枠とインパクトビジネス枠があり、「ステップ1」スタートアップ枠（プレ）、「ステップ1」インパクトビジネス枠は2026年4月以降に次回の公募を実施する予定です。なお、採択された場合の研究開発期間は2026年7月以降となります。

「ステップ2」スタートアップ枠（スタンダード及びスタンダード+ α ）については、2025年12月以降に次回の公募を実施する予定です。なお、採択された場合の研究開発期間は2026年4月以降となります。（概要については、以下の表4【スタートアップ創出プログラムの構成】をご参照下さい。）。ご自身のフェーズに適合したステップ、対象のタイプへ申請してください。

表 4【スタートアップ創出プログラムの構成】

	ステップ1		ステップ2	
	スタートアップ枠 「ブレ」	インパクトビジネス枠	スタートアップ枠 「スタンダード,+α」	インパクトビジネス枠
対象	大学等の技術シーズをもとに、起業を検討する研究者等を対象に、ビジネスプランの構築に必要な試作開発、市場調査、知的財産戦略の策定等を支援する。	大学等の研究成果をもとに、地域・社会課題の解決と持続可能な成長を両立し、地域・社会に好循環をもたらすスタートアップの設立を目指し、起業を検討する研究者等を対象に、ビジネスプランの構築に必要な試作開発、市場調査、知的財産戦略の策定等を支援する。	大学等の技術シーズをもとに、起業準備を行う研究者等を対象に、起業シーズのビジネスとしての可能性の検証に必要な試作開発、実証試験、データ取得等を支援する。	大学等の研究成果をもとに、地域・社会課題の解決と持続可能な成長を両立し、地域・社会に好循環をもたらすスタートアップの設立を目指し、起業準備を行う研究者等を対象に、起業シーズのビジネスとしての可能性の検証に必要な試作開発、実証試験、データ取得等を支援する。
応募資格	SU創出共同機関(7機関)に所属する教職員・大学院生			
	－		事業化推進機関(VC等)の参画が必須	
支援期間	1年以内	1年以内	2年または3年以内	2年以内
支援金額※ (総額)	500万円	300万円	3,000万円(2年) 6,000万円(3年)	2,000万円
採択予定 件数	年10～12件	年5～6件	年4～6件	年2～3件

※支援金額(直接経費)に対して30%の間接経費が配分されます。

11. 各機関窓口・募集要項全体問い合わせ先

ご所属の大学窓口にお問い合わせください。

○信州大学

学術研究・産学官連携推進機構スタートアップ・事業化推進室(IJIE事務局)

TEL : 0263-37-2037

E-mail : ijie_info@shinshu-u.ac.jp

○山梨大学

学術研究部社会連携課

TEL : 055-220-8093

E-mail : kenkyo@yamanashi.ac.jp

○宇都宮大学

社会共創・情報部 社会共創・研究課

TEL : 028-649-5168

E-mail : renkei2@a.utsunomiya-u.ac.jp

○群馬大学

研究推進部産学連携推進課

TEL : 027-220-7542

E-mail : a-sangaku@ml.gunma-u.ac.jp

○埼玉大学

研究・連携推進部 産学官連携・ダイバーシティ推進課

TEL : 048-858-9137

E-mail : sangaku@gr.saitama-u.ac.jp

○自治医科大学

研究推進課

TEL : 0285-58-7852

E-mail : shien@jichi.ac.jp

○埼玉医科大学

リサーチアドミニストレーションセンター 産学連携担当

TEL : 049-276-2073

E-mail : smu_ip@saitama-med.ac.jp

以上